

- 1 会 議 名 決算特別委員会
- 2 日 時 令和元10月4日(金) 10時00分開会  
16時28分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 仮屋園一徳委員長、濱田洋一副委員長、竹之内和満委員、川上洋一委員、濱門明典委員、白石純一委員、竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、濱之上大成委員、山田勝委員
- 5 欠席委員 中面幸人委員
- 6 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 7 説 明 員
- ・市 長 西平 良将 君
  - ・副市 長 春原 善幸 君
  - ・教 育 長 中野 正弘 君
  - ・水道課  
課 長 濱崎 久朗 君 課長補佐 福永 典明 君  
係 長 大野 勇人 君
  - ・財政課  
課 長 小藺 達哉 君 課長補佐 大田 省吾 君  
係 長 丸塚 明子 君 係 長 松下 直樹 君
  - ・総務課  
課 長 松崎 裕介 君 課 長 山下 友治 君
  - ・都市建設課  
課 長 石澤 正志 君 課 長 山元 正彦 君
  - ・生涯学習課  
課 長 尾塚 禎久 君
  - ・企画調整課
  - ・学校給食センター  
所長(兼) 山元 正彦 君
- 8 会議に付した事件
- ・認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について(一般会計)
  - ・認定第2号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)
  - ・認定第3号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について(簡易水道特別会計)

- ・ 認定第 4 号 平成 3 0 年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(交通災害共済特別会計)
- ・ 認定第 5 号 平成 3 0 年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(介護保険特別会計)
- ・ 認定第 6 号 平成 3 0 年度阿久根市歳入歳出決算認定について  
(後期高齢者医療特別会計)
- ・ 認定第 7 号 平成 3 0 年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

仮屋園一徳委員長

○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き委員会を開会します。

認定第1号を議題とし、水道課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

濱崎水道課長

認定第1号、平成30年度阿久根市一般会計の歳入歳出決算のうち、水道課所管にかかる事項について、決算に関する説明書及び事項別明細書により御説明申し上げます。

はじめに、歳入に係る事項については、該当がありませんでした。

次に、歳出について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は40ページをごらんください。4款衛生費3項1目上水道費の1億3,254万3千円に対し、支出済額は1億2,688万円で、不用額は566万3千円であり、執行率は95.73%です。支出済額1億2,688万円の内訳としましては、簡易水道特別会計1億2,644万円、水道事業会計44万円になり、簡易水道特別会計の不用額は水道使用料の収入増によるものが主な理由です。内訳としましては、28節繰出金は繰入金の繰入基準分7,102万2千円と、繰入基準外5,541万8千円の繰り出しです。

以上で、認定第1号についての説明を終わりますが、よろしくお願ひします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、水道課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○認定第3号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第3号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

濱崎水道課長

認定第3号簡易水道特別会計について、はじめに、主要事業の成果説明書について説明します。

事業の目的としては、令和2年度からの水道事業の一元化を進めるため、老朽化した簡易水道施設の更新、改修を実施したものです。事業概要については、中部地区簡易水道の導・送・配水管改修と電気設備工事、流量計設置、浄水場内整備を9,509万9千円で実施しました。事業成果としては、老朽管の布

設替え等を実施し、水の安定供給が図られました。課題としては、水道の安定供給の充実や災害時等の給水確保のバックアップ体制を充実するため設備改良整備が必要であるが、多額の費用を要することが今後の課題です。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明します。

はじめに歳出から御説明します。

決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は20ページをお開きいただき、歳出合計の支出済額の欄をごらんください。

平成30年度簡易水道特別会計における歳出の支出済額3億2,441万82円、予算現額3億2,627万5千円に対する不用額186万4,918円で、執行率は99.4%です。

決算に関する説明書は15ページ、事項別明細書は19ページにお戻りください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、予算現額9,195万9千円に対し、支出済額は9,084万3,736円であり、不用額111万5,264円で、執行率は98.8%です。主なものを申し上げます。1節報酬、支出済額175万8,012円は、簡易水道事業に係る事務補助等の嘱託員、1名分の報酬です。2節給料3節職員手当4節共済費、職員2名の人件費が主なものです。給料と共済費の予算残は人事異動によるもので、職員手当などの予算残は時間外手当が少ないことが主な理由です。8節報償費支出済額26万6,860円は、水道料金の徴収等に伴う区長への謝金であり、不用額4万5,140円は、区徴収実績による執行残が主なものです。11節需用費、支出済額2,397万5,619円は、市内の4簡易水道事業に係る電気料1,335万7,623円、漏水修理及び機械設備等の修繕費813万9,884円が主なものです。また、予備費からの32万1千円の充用については、漏水が多く発生したことによる漏水修繕や施設のポンプ稼働時間の増による電気料が不足したことによるものです。

12節役務費、支出済額1,259万893円は、郵便料、電話料等の通信運搬費170万8,623円、水道賠償責任保険料、建物総合損害共済基金分担金、自動車損害共済基金分担金19万7,342円、口座振替手数料等の72万7,868円、水質検査料等の役務費967万6,260円、漏水調査28万800円が主なものです。13節委託料、支出済額2,961万9,512円は、4簡易水道施設の水源地及び配水池管理業務1,865万2,032円、計装設備保守点検業務275万4千円、漏水調査業務委託12万6,360円、公営企業法適用に係るアドバイザー等業務委託190万5,120円、簡易水道台帳作成業務618万2千円です。

14節使用料及び賃借料、支出済額71万6,345円は、台風時の発電機リース代42万1,200円が主なものです。15節工事請負費、支出済額195万8千円は、県道及び市道の改良工事に伴い、脇本地区簡易水道、黒之瀬戸簡易水道における配水管布設替の工事請負費です。16節原材料費、支出済額87万1,228円は、漏水修繕等の材料購入に係る経費です。19節負担金補助及び交付金、支出済額241万1,760円は、鹿児島県水道協会負担金と水道料金システムサポート負担金が主なものです。

続きまして、2款1項1目簡易水道施設整備事業費は、国庫補助事業による

中部地区簡易水道施設整備事業に係る経費であり、支出済額は959万9千円で、執行率は100%です。13節委託料、支出済額761万4千円は、中部地区簡易水道に係る実施設計の委託料です。15節工事請負費、支出済額8,737万7千円は中部地区簡易水道における送配水管布設替、電気計装等の工事請負費です。平成30年度末の事業進捗率は、中部地区83.6%です。なお、詳細につきましては、別紙、主要事業の成果説明書の231ページをごらんください。

次に、3款1項公債費、予算現額1億3,853万8千円に対し、支出済額は1億3,846万7,346円であり、不用額7万6,544円で、執行率は99.95%です。1目元金23節償還金利子及び割引料、支出済額1億1,818万6,958円は、簡易水道施設整備事業債の償還元金です。2目利子23節償還金利子及び割引料、支出済額2,028万3,888円は、同じく利子の償還です。平成30年度末の未償還元金は、19億6,728万7,180円です。

4款予備費の充用については、先ほど1款総務費のところでお説明したとおりです。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は18ページをお開きいただき、歳入合計の収入済額の欄をごらんください。

平成30年度簡易水道特別会計における歳入の予算現額3億2,627万5千円に対し、調定額は3億2,494万4,443円であり、収入済額は3億2,443万4,693円で、予算現額に対する割合は99.44%、調定額に対する割合は99.84%です。

決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は17ページにお戻りください。1款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料、予算現額9,509万6千円に対し、調定額は9,907万4,090円、収入済額は9,856万4,340円、収入未済額50万9,750円です。1節水道使用料は、調定額996万6,730円、収入済額は9,855万6,980円で、徴収率は99.49%です。収入未済額50万9,750円の内訳は、現年度分水道使用料が161件、43万7,300円、過年度分が68件、7万9,020円です。2項手数料1目1節水道手数料は、予算現額18万円、調定額21万2,400円、収入済額21万2,400円であり、水道料金の督促や開栓・閉栓及び検査の手数料です。

2款分担金及び負担金2項負担金1目1節給水負担金は、調定額及び収入済額は56万1,600円であり、家屋の新築等に伴う給水設置負担金12件分です。3款国庫支出金2項国庫補助金1目1節簡易水道施設整備費国庫補助金は、予算現額、調定済額、収入済額とも3,300万9千円で、執行率は100%であり、中部地区簡易水道施設整備事業と水道台帳整備事業に係る補助金です。5款繰入金1項1目1節一般会計繰入金、予算現額1億3,244万2千円、調定済額及び収入済額は1億2,689万9千円、予算残額554万3千円であり、執行率は95.81%です。減額理由は、中部地区電気設備工事等に伴う電線管の埋設工事が単独事業から補助対象事業となったことにより事業費を補助事業で賄えたことや、平成30年7月の水道料金改定に伴う水道使用料金の増額によるものです。

繰入金は繰入基準分7,102万2千円と繰入基準以外5,541万8千円及び消火栓維持管理費45万9千円です。

7款諸収入2項1目1節雑入は、予算現額121万4千円で、調定額及び収入済額とも122万6,996円であり、消費税及び地方消費税還付金102万8,399円が主なものです。8款1項1目市債1節簡易水道施設整備事業債は、調定額及び収入済額ともに6,390万円であり、中部地区簡易水道施設整備事業費に係る財政融資資金であり、全て簡易水道事業債です。

以上で認定第3号についての説明を終わります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### **仮屋園一徳委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### **濱之上大成委員**

成果説明書の231ページと一般管理についてですが、この簡易水道のですね、今後、4区に統合を行ってきたということなんですが、一番心配しているのは配管網図です、各地区の簡易水道のですね。現在どうなってますか。100%配管網図、ここに行けばこういう配管ですよというのが、100%はわかっていませんよね、まだな。どうですか。

#### **濱崎水道課長**

ただいまの質問ですけれども、簡易水道における配管網図、台帳整備ですけれども、北のほうから言えば黒之瀬戸簡易水道はほぼ終わってます。脇本簡易水道についてもほぼ終わってます。大川・尻無地区簡易水道についてもほぼ終わってます。現在、今年度予算において中部地区簡易水道において整備中であり、今年度、中部地区が工事を行うために一部来年度、まだ残る部分があるような状況です。

#### **濱之上大成委員**

今後、空き家対策等もあってですね、過去にですね、空き家を購入した、移住定住とは時代が違ったんですが、それを工事中に配管を破ってしまったりとか過去よくありました。今後、空き家対策にしてもですね、留守になっているところが、漏水してたときにどこに止水栓があったのかとわからんときが過去にありましたので、今後、こういった維持費を考えたときにですね、今後はそういったものも、工事を境に配管網図が立派にできればなと思ってますので、どうかひとつよろしくお願ひいたします。

#### **仮屋園一徳委員長**

ほかにありませんか。

#### **山田勝委員**

まず歳入から、小さなことですが、お尋ねしますが、使用料及び手数料の中のね、簡易水道施設用地使用料7,360円というのはどういう使用料ですか。

#### **濱崎水道課長**

山田委員にお答えいたします。電柱占用料、NTT560円、九電6,600円、借地料及び個人の分で200円というような状況であります。

## 山田勝委員

そうじゃないかと思ったんだけど、せめてそういうことだよって書いてあったら、説明してくれたらね、質問しなくてもよかったです。何で水道の収入に施設の使用料が出てくるのかなと思っただけです。

次のですね、一般会計繰入金の中の1億2,689万9千円の算定というのは、具体的にどういう算定基準で出てくるんですか。

## 濱崎水道課長

繰入金が国の基準に基づいた7,102万2千円、基準以外は5,541万8千円と消火栓維持管理費、153基分の45万9千円を含め、合わせて1億2,681万9千円になります。国の基準とは簡易水道事業の資本費負担の軽減を図るため、建設改良費の一部について繰り出すための経費であり、地方交付税の対象となり、平成30年度簡易水道償還に係る繰出金の基準の内訳は、元利償還金の10%の全額と元利償還金の90%の2分の1にあたる45%を合わせた約55%を国の繰り出し基準として一般会計から繰り入れていただいております

## 山田勝委員

以前はですね、地方交付税の基準需要額の中の歳入の算定基準の分をですね、以前、野田町に繰り出しとったこともありますのでね、何遍かお尋ねしたんですが。今度、改正されるという話で、それを改正されるということですけど、その基準じゃなくて、今回は借入金の分に対する比率で国が補助するというわけですか。それとも地方交付税の中に繰り入れられるというんですか。

## 濱崎水道課長

地方交付税の対象ということです。

## 山田勝委員

地方交付税の基準需要額の中でちゃんと繰り入れられるので、これは国からいただくんですよと、こういうふうに理解すればいいんですよね。その分については。

## 大野簡易水道係長

交付金の中の、算定の中の一部ということです。そのもらった額を全額もらうという形じゃなくて、繰入基準のお金が7千万円とすれば、その7千万円をもらうんじゃないかと、交付税の中の基準の中の一部ということになります。

## 山田勝委員

非常に難しいですのでいいんですが、一部というのはたくさんもらったのを一般会計の中にとめられるんですか、それとも不足する分については一般会計から乗せてやるんですか。

## 濱崎水道課長

すみません、再度質問を。

## 山田勝委員

不足する分はですね、不足する分については、今、一般会計から繰り入れていきますよね。一般会計から繰り出した分については、地方交付税の中の基準需要額の中で積もってあるのでなくて、その不足分については他の一般会計も含めて出してあるというので、国から来たのをそっくりそのままやってるということではないんですねという話をするところです。

## 大野簡易水道係長

不足分を一般会計から繰り入れてもらっているという状況です。

## 山田勝委員

なら上乘せをしているということですね。なら、この金額については今後、ことしは1億2,689万9千円だったけれども、来年はこの金額ではないと受けとめないかんですね。

それと次の歳出についてお尋ねをしたいんですが、実は、15ページのですね、委託料、あなたは今さっき水源地及び配水池管理業務の1,865万2032円の説明をいただきましたけれども、実は簡易水道には、それぞれの簡易水道にですね、管理人がおって、管理人がずっと管理しとったんですよ。ところが、近ごろ、ある人からのこれはあれですよ。私は父親が管理しとったのでそのあとをやりますということで、帰って来て責任を持ってやりおったんだけど、いつの間にか業者の委託になった。阿久根市から委託を受けているのでほこりを持ってやりおったけど、業者の一部に繰り入れられてしまったら、もうやる気がなくなったという話も聞くんですが、その経緯はどけんやと。

## 濱崎水道課長

平成16年度から11地区の簡易水道を市が管理するようになり、平成25年度までは個人に管理委託をしていましたが、管理人の高齢化等により平成26年度から個人と水道業者に施設管理を委託していました。ところが、個人への委託の場合、緊急な事故等が発生した場合、毎日の点検や月の水道メーターの検針、施設の維持等の業務に支障をきたすおそれがあることから、平成30年度から水道事業において見積入札により7地区において契約を締結し、管理しているような状況であります。

## 山田勝委員

それはね、それは管理する側の考えだよな。管理する側はそのほうが管理しやすい。ところが、家に帰って来てですね、それも仕事の一部として一生懸命やっている人からすればね、勝手に変えるなよ、俺たちはなんのため帰ってきたんだちゅうことなんだよ。だから、あんたたちはそのときに、それまでずっと頑張ってくれた人たちと話をして、結果、お互いに納得をしてしたのか。それとも自分たちで勝手にやったの。

## 濱崎水道課長

契約の切り替えに際しては、その当時の個人の管理人の方々にも十分理解していただいたと我々のほうは思っております。

## 山田勝委員

理解していないからそう言うんだよ。理解していないから自分たちで一方的にやったから、やりたいと、これはやらないかんと思う人はそれはそれでしていただき、業者に委託する、それはしてやっていいじゃないですか。そういう方々をね、自分たちで勝手に、あんたがしたわけじゃないけどね、自分たちが勝手にしてね、そして納得していただいていると思います。全く、私に言わせたらね、あなた方が、何て言えばいいかな。公務員の高い位置からばしっとやったような気持ちを受けるんだが、その人の話を聞いて残念だったよ。何とか話し合いをしてね、せめて何人かいる中で、そうした方々だけでも元に返してやるという気はないの。

## 濱崎水道課長

先ほどの説明でもあったんですけれども、個人にお願いをしている場合はですね、どうしても毎日、早い人であれば6時、7時から水源地等の調査に出ています。脇本方面は地下水で車でいけるところなんですけれども、大川とか牛之浜の水源に関しては車をおいて、それからまた1キロ程度水源地まで歩いていかないといけないようなところもありますので、どうしてもですね、個人でしている場合は、その人が体調が悪かったりとか、不慮の事故等にあったときと代わりで代理を出さないといけないというようなときがですね、個人との契約よりも現在行っている企業との契約のほうが適しているんじゃないかと思っていますところですよ。

## 山田勝委員

それはね、私はケース・バイ・ケースでやっていかないと、今のほうが楽だというのは治める側の考え方であって、今まで無理してお願いをしとったのをばね、一方的に契約を破棄して、こうしますよというのはあまりにも失礼や。市民の気持ちをわかっていない。だから、私はもう一遍話をしてね、見直しをしてほしいと思う。だから、ケース・バイ・ケースですよ。あなたが言うようにどうしてもどっか山ん中をですね、何キロも歩いていかないかんとお話をするんじゃないですよ。

## 濱崎水道課長

これまで個人の方ですね、本人の意思があるのにうちの水道管理者として、直接個人とじゃないんですけれども、この企業との管理の中で、企業の方がお願いするというような形で、そのまま本人の意思を損ねるような、解雇というような言葉を使えばわかりやすいのかもしれないけれども、そういうような事例はないと思います。

## 山田勝委員

ないんだってこんな話をせんわけですよ、ないんだったら。あるから言うんですよ。言われた、こうこうこういうことで自分たちはやる気を失ったて、何で市から直接受けて私は一生懸命やったのにこういうふうにせないかんですかって言われたから言うんですよ。言われたから言うんですよ。何もね。どうぞ。

## 濱崎水道課長

過去の例では現在も個人のままでですね、直接、市がお願いしての話じゃないんですけれども、中に企業が入っていますけれども、そのままの管理の方がその作業は受けていらっしゃると思いますけど。

## 山田勝委員

会社がしてね、そのままの人を扱っているって、会社として管理料をとるよ。当たり前の話じゃないの。それを管理料をとらないほうがおかしい。だから、直接やとったのに何で取り上げて会社にしたかというんだよ、私は。そんな勝手にしてよかということじゃないでしょうが、今まで一生懸命やった人に。

## 濱崎水道課長

金額が丸々というのは、我々は企業のほうになるべく金額的には下がらないような状態で契約をしているつもりなんですけれども、山田委員がおっしゃるようにそこに企業側の手数料等ですね、一部とられてるといって、そこまでは

把握してませんので、そこについては調査をして報告させていただきたいと思います。

#### 山田勝委員

私はね、とれる、とらんの話じゃないですよ。直接、阿久根市から委託を受けてやっと思ったんですが、いつの間にか会社から頼まれることになったと。残念じゃって言わっで言うたっど。一生懸命やって今まで来ましたよ。それは私は一生懸命やってると思いますよ、朝早くからずっと回って。それは場所によっては違うと思いますよ。例えば、水源地がですね、私たちのところはボーリングをして水があります。水源地は簡単ですよ。簡単でない水源地はあるわけですから、山ん中にある。だから、それはそれ、これはこれとして仕分けをしないとね、せっかくやっと思ったのがね、あなた方みたいに簡単に会社にして、あとはルンルンでいいというわけにはいかないんだから。そういうことだから言わあわけやっで、市民は。自分たちの管理のしやすいようにしてはいかんとするんですよ、私は。楽やっつとよ、管理をしやすいようにすれば。逃げ。簡単にはいかん。これはちゃんと話し合いをしておせ。

#### 濱崎水道課長

今回、令和元年度に簡易水道及び上水道との統合も控えていますので、そこについては今後ですね、来年度予算に向けて予算の見直しも出てきますので、その間にですね、管理者とも十分協議をしながら進めてまいりたいと思います。

#### 山田勝委員

業者じゃないよ、あなた方が業者じゃない管理者とよく話をしてしなさいよ。業者に言えば簡単やっつとよ、みひけてしてくれと言えよ。だから自分たちが管理のしやすいようにするなと言うだけの話やらよ。そういう今まで一生懸命やってきた方の気持ちもわかってやれて。ただそれだけのことですよ。わかりましたか。

#### 仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第3号について、審査を一時中止いたします。

### ○認定第7号 平成30年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について

#### 仮屋園一徳委員長

次に、認定第7号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

#### 濱崎水道課長

認定第7号、平成30年度阿久根市水道事業会計の決算について、御説明いたします。

阿久根市水道事業会計決算書の7ページをお開きください。はじめに、平成30年度阿久根市水道事業報告書の総括事項から御説明いたします。

平成25年3月に厚生労働省が策定した新水道ビジョンに基づき、平成28年度から29年度までの2カ年で新水道ビジョン基本計画及びアセットマネジメント策定業務委託を行いました。これを基に施設の効率化に向け、桜ヶ丘配

水池増設のため造成工事等を行いました。安全で安定した飲料水の供給を図るため、老朽管の布設替工事を実施しながら、今後も水道事業の適正化を図っていきます。

業務量についてであります。平成30年度末における給水戸数は6,384戸、給水人口は1万3,255人で、前年度に比べ給水戸数で65戸、給水人口で294人の減少となりました。また、年間の有収水量は、229万3,857立方メートルで、前年度より6万143立方メートルの減少となりました。

経営状況の収益的収入及び支出についてであります。総事業収益は税抜き、3億4,548万2,282円で、前年度より562万3,179円、1.60%の減収となりました。一方、事業総費用は、2億6,886万66円であり、前年度より1,385万4,656円、4.90%の減であります。

損益勘定における収支は、7,662万2,216円の当年度純利益となりました。

次に、資本的収支につきましては、建設改良費が税込み7,594万7,950円、企業債償還金が5,648万282円であり、資本的支出合計1億3,242万8,232円に対し、資本的収入は0円で、その収支差1億3,242万8,232円の不足を生じましたが、過年度分損益勘定留保資金1億2,718万628円と、現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額524万2,024円で補填しました。

起債借入については、当初2千万円の予定でありましたが、過年度及び現年度の損益勘定留保資金等の補填財源を確認した上で、後年度の企業債利息の支払額抑制を優先し借入れをしませんでした。

建設工事の内容については、宮ノ前水源地ポンプ室チェーンブロック設置工事、国道3号赤瀬川地区配水管布設替工事、市道陳之尾大下線配水管布設替工事、市道大林内田線配水管布設替工事、桜ヶ丘配水池造成工事を行い、施設の整備に努めました。

次の8ページは、議会の議決事項、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定、変更に関する事項で、次の9ページは、建設・改良工事の概況であります。

次に、1ページをお開きください。水道事業会計決算における予算額と決算額及びその増減について御説明いたします。

はじめに、収益的収入から御説明いたします。

第1款水道事業収益は、当初予算額3億6,180万6千円、補正予算なしに対し、決算額は3億7,206万743円であり、予算額に対し1,025万4,743円の増となっています。第1項営業収益の予算との比較増の主な要因は、水道料金と給水負担金の増で、第2項営業外収益は、預金利息額の増によるものであります。第3項特別利益の決算額2万7,965円は、業務係で40代職員から新規職員に異動があり、賞与等引当金繰入額の期末勤勉手当で2万7,965円の残額が生じたことから、会計士に処理方法について確認し、残額を特別利益に入れたことによるものです。

次に、支出について御説明いたします。第1款水道事業費用は、当初予算額3億3,059万8千円、補正予算なしに対し、決算額2億9,003万6,5

77円で、4,056万1,423円の不用額であります。第1項営業費用の予算執行残の主なものとして、原水費の備消耗品費、修繕費、動力費、薬品費の執行残など、原水費の残額約627万円、配水及び給水費では、時間外手当、旅費、漏水調査業務などの委託料、賃借料、修繕費、負担金の執行残などで、配水及び給水費の残額約1,100万円、業務費では、職員の異動で若手職員の配置により、給料、手当、法定福利費の執行残、各区への納付書配布や水道料金徴収に対する報償費などで業務費の残額約613万円、総係費では、手当や旅費、備消耗品費などの執行残で約200万円となります。また、営業外費用では、消費税及び地方消費税の執行残などの執行残で約932万円となります。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について御説明いたします。

始めに、収入から御説明いたします。第1款資本的収入は、当初予算2千万1千円、補正予算なしに対し、決算額は0円であります。これにつきましては、先に申し上げましたとおり起債借入を抑制したためであります。

次に、支出について説明いたします。第1款資本的支出につきましては、当初予算額1億4,408万5千円、補正なしに対し、決算額は1億3,242万8,232円であり、不用額は1,165万6,768円となっています。第1項建設改良費は、当初予算額8,460万3千円に対し、決算額は7,594万7,950円で、不用額は865万5,050円であります。不用額の主なものは、配水設備改良費の委託料や工事請負費、さらにメーター購入費の執行残によるものです。建設工事及び改良工事の概況については決算書9ページに、重要契約の要旨については12ページに記載しておりますので、あわせて御参照ください。

第2項企業債償還金は、決算額5,648万282円であります。企業債償還については、決算書20ページをごらんください。企業債明細書にありますように、昭和63年度から平成21年度までに資金運用部資金などから借り入れた企業債の元金の償還金であり、この結果、中ほどになりますが、平成30年度末における未償還残高は5億4,019万7,326円であります。

2ページにお戻りください。第3項の投資及び基金及び第4項の予備費の決算額は0円で、予算額が不用額となります。

次に、3ページの平成30年度阿久根市水道事業損益計算書につきまして、その主なものを御説明いたします。1営業収益は、3億3,437万9,336円であり、そのうち水道料金及び給水負担金が主なものである給水収益は、3億3,222万3,636円、開栓・閉栓・検査等の手数料や督促手数料が主なものであるその他営業収益は、215万5,700円となりました。

2営業費用は、2億5,478万7,840円となりました。これは人件費や水道料金収納等の事務費、水道施設の維持管理等に伴う原水費、配水及び給水費、業務費、総係費及び減価償却費、資産減耗費などであります。結果、当年度の営業利益は、7,959万1,496円となっています。

3営業外収益は、受取利息と原子力立地給付金や嘱託職員個人負担分雇用保険料などの雑収益と減価償却に応じた額を収益化する長期前受金戻入で、営業外収益は1,107万4,981円となりました。

4 営業外費用は、1,407万2,226円であり、その主なものは、企業債償還に係る利子分1,400万1,076円であります。

5 特別利益、その他特別利益の2万7,965円は、先ほど1ページで説明をしました賞与等引当金繰入額残の処理によるものです。結果、当年度の純利益は7,662万2,216円となりました。当年度純利益と前年度繰越利益剰余金1億114万7,487円を足した1億7,776万9,703円が、平成30年度末における未処分利益剰余金となりました。

次に、4ページをお開きください。水道事業剰余金計算書です。左側の資本金につきましては、前年度処分額、当年度変動額、ともにありませんでしたので、当年度末残高は18億3,754万4,816円でありました。

表の右側、利益剰余金であります。減債積立金につきましては、前年度処分額、当年度変動額、ともにありませんでしたので、平成30年度末残高は5,934万2千円であります。建設改良積立金につきましては、前年度処分案に基づき7千万円積み立て、当年度の当該積立金処分額はなく、結果、当年度末残高は6億4,813万6千円となります。平成30年度末積立金合計金額は、減債積立金と建設改良積立金を足した7億747万8千円となりました。

次に、未処分利益剰余金につきましては、平成29年度末における未処分利益剰余金1億7,114万7,487円から建設改良積立金に7千万円積み立てた結果、処分後残高は1億114万7,487円となり、当年度の純利益7,662万2,216円を加算した結果、平成30年度末の未処分利益剰余金は1億7,776万9,703円となりました。

次に、下段の平成30年度末の剰余金処分計算書(案)につきまして御説明いたします。資本金及び資本剰余金につきましては、処分案はありません。未処分利益剰余金につきましては、平成30年度末現在高1億7,776万9,703円となっておりますが、建設改良積立金へ7千万円の積み立てを行い、令和元年度への未処分利益剰余金残高を1億776万9,703円にしようとするものであります。

5ページの貸借対照表について御説明いたします。

はじめに、資産の部であります。左側中段の固定資産の有形固定資産合計は23億611万3,093円であり、対前年度比5,047万9,035円の減となっております。(2)無形固定資産10万500円は、電話加入権3回線分であります。また、(3)投資60万7千円は、地方公営企業等金融機構への出資金であります。

次に、2流動資産についてであります。①現金預金は過年度損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金など11億4,732万4,480円となっております。(2)未収金は、663万9,060円であり、その内訳は、現年度分の未収給水収益で1,686件、451万9,660円、過年度分の未収給水収益631件、211万9,400円であります。資産合計は、34億6,067万1,243円となっております。

次に、負債の部であります。3固定負債①企業債は1年以内に返済期限の到来しない分4億8,345万6,272円と、③のイ修繕引当金分1,408万円の合計、4億9,753万6,272円となりました。

4流動負債の、①未払金の978万6,306円は、上水道設備中央監視制

御及び計装設備保守点検業務委託代金424万円、公営企業会計運用支援業務委託代金86万円、未払消費税62万4,800円などが主なものであります。(3)企業債は、令和元年度に返済する額で5,674万1,054円となります。(4)賞与等引当金526万7千円は、平成30年度末の職員における令和元年6月支給の期末勤勉手当及びその相当分、法定福利費の予定額のうち、平成30年12月から平成31年3月分の勤務に係る額を平成30年度費用として計上したものであり、この引当分については、令和元年6月支給の期末勤勉手当及びその法定福利費相当分として取崩すものです。よって、流動負債合計は7,186万9,250円となりました。

5繰延収益のうち長期前受金は、4億4,736万7,366円となり、これまでの減価償却に相当する分を収益化した長期前受金収益化累計額の2億7,889万4,164円差し引いて、繰延収益合計は1億6,847万3,202円であります。結果、負債合計は7億3,787万8,724円となりました。

次に、資本の部の6資本金であります。自己資本金については、4ページの水道事業剰余金計算書で説明しましたが、18億3,754万4,816円となります。

次の7剰余金は、減債積立金5,934万2千円、建設改良積立金6億4,813万6千円、当年度未処分利益剰余金1億7,776万9,703円、剰余金合計は8億8,524万7,703円となりました。したがって、負債資本合計は34億6,067万1,243円となっており、資産合計及び負債資本合計とも対前年度期末比396万4,375円の増となっています。

6ページは公営企業制度改正により、重要な会計方針に係る事項に関する注記などを記載してあります。

7ページから9ページは、先ほど御説明申し上げましたとおりであります。また、10ページは、漏水防止工事の件数、水道メーターの新設、取替等の件数、水道事業における業務量について掲げたものであります。11ページから12ページは、事業収入及び事業費用に関する対前年度比較と、未収金及び未払金に関する事項と、重要契約の要旨、企業債及び一時借入金の概要であります。13ページは、期末に幾らのキャッシュが残っているのかを示す、キャッシュ・フロー計算書を掲載してあります。資金期末残高は11億4,732万4,480円となります。14ページから18ページは、収益的収支の明細書と資本的収支の明細書であります。19ページは、固定資産明細書、20ページは、企業債借入明細書であります。

以上で、認定第7号についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

#### 仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

#### 竹之内和満委員

5ページの阿久根市水道事業貸借対照表の負債の部の5番繰延収益(1)長期前受金、これは先ほど説明されたんですが、もうちょっと詳しくこの科目の内容を説明していただけますか。

**仮屋園一徳委員長**

ここで、暫時休憩をいたします。

(休憩 11 : 00 ~ 11 : 12)

**仮屋園一徳委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

**福永水道課長補佐**

竹之内委員から質問のありました長期前受金の内訳についてであります、国庫補助金約9,800万円、県補助金400万円、一般会計補助金1,100万円、寄附金900万円、工事請負費2億2,700万円、受動財産評価額9,600万円、合計で4億4,700万円の内訳となります。

**竹之内和満委員**

結局、補助金等で受け取った金額を何年かにわたって収益化するということですか。

**福永水道課長補佐**

そういうことになります。

**竹之内和満委員**

損益計算書のほうでも、3ページの営業外収益3番の長期前受金戻入ということで、これは収益化するほうだと思うんですけども、その収益化するのは、その期が、今の期ですね、当期の分だけ収益化してくると、そういうことになるわけでしょうかね。

**福永水道課長補佐**

当年度で収益化した分が、下のほうに、資料の下のほうにあります長期前受金収益化累計額ということになっておりますが、ここで2億7,800万ほどが収益化したものであります。

**竹之内和満委員**

それはわかるんですが、当期に収益とするのは、当期にかかる分だけを収益化、営業外収益の長期前受金戻してという形でするのでしょうか。長期前受金というのはおそらく当期に収入計上する分、次期以降に収入計上する分ということになると思いますので、当期にしているのは当期の期間にかかる分だけ収益化しているというのでしょうか。

**福永水道課長補佐**

当期と言われるのは。

**竹之内和満委員**

30年度。

**福永水道課長補佐**

30年度に収益化した分がそのマイナスの2億7千万というところになるということでもあります。

**竹之内和満委員**

損益計算書には900万ということで、これが30年度に収益した分というふうに思います。その収益の仕方なんですけれども。30年度にかかる分の補助金等を収益化したということでしょうか。

## 福永水道課長補佐

この長期前受金につきましては、国庫補助金等からの借り入れた分についての支払金額でありまして、それを年々に割って算出しているところではありますが、当年度における分については先ほど説明したとおりの額ということになります。

## 竹之内和満委員

この金額の算定基準ですね、910万1千、これは当期にかかる、30年度にかかる分だからこれを営業外収益に計上したということでしょうか。

## 福永水道課長補佐

そういうことになります。

## 仮屋園一徳委員長

ほかに

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、認定第7号について、審査を一時中止いたします。

(水道課退室、財政課入室)

## ○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

### 仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。  
課長の説明を求めます。

### 小菌財政課長

認定第1号について、総括的な事項と財政課所管に係る事項を御説明申し上げます。

はじめに、総括的な事項についてであります。平成30年度一般会計におきましては、国の社会資本整備総合交付金や原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金を活用し、老朽化した市民会館の代替施設となる市民交流センターの整備を推進したこと。初の友好都市となる台湾台南市善化区と友好協定を締結し、観光、産業交流を通じた地域経済の発展を図るとともに、中高生を対象とした交流事業を実施し、国際感覚豊かな青少年の育成に取り組んだこと。明治維新150周年事業として、寺島宗則旧家保存活用プロジェクトに取り組むとともに、特産品のピーアールを図るため、商談会や商品開発・販路拡大を支援したこと。3年目となる華のバーベキューAKUNEを開催し、華鶴和牛や地元農産物の販路拡大と交流人口の増加に引き続き取り組んだこと。農業次世代人材投資事業や壮年世代新規就農者支援事業並びに漁業後継者就業支援事業による支援を引き続き実施し、農業・漁業後継者の定着と確保に取り組んだこと。かごしま国体のボクシング競技開催会場となる総合運動公園の施設及び周辺の整備を進めるとともに、大会運営に万全を期すための体制づくりを図ったこと、等を含めた各般の施策を通じて、市民福祉の向上による笑顔あふれる夢のまちづくりを目指し、取り組んできたところであります。

それでは、決算に関する説明書に基づき、まずは、一般会計における総括的な事項について、その概要を御説明申し上げます。

決算に関する説明書の1ページをお開きください。

平成30年度会計別決算総括表であります。一般会計の歳入総額（A欄）は、130億5,493万3,832円、歳出総額（B欄）は、124億7,942万4,468円であり、形式的な収支である歳入歳出差引額である（C欄）は、5億7,550万9,364円であります。この歳入歳出差引額（C欄）から翌年度へ繰り越すべき財源（D欄）の1億4,963万7千円を差し引いた実質収支額（E欄下段）は、4億2,587万2,364円であり、この実質収支から（E欄上段）の前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支（F欄）は、マイナス1億5,341万5,065円であります。さらに、この単年度収支（F欄）に、財政調整基金への積立金（G欄）の2億9,634万7,023円と、繰上償還金（H欄）の9,421万4,170円を加え、同基金の取崩額（I欄）の2億9,707万1千円を差し引いた実質単年度収支（J欄）は、マイナス5,992万4,872円となりました。なお、表の区分の（D欄）の翌年度へ繰り越すべき財源であります。先の令和元年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした企業立地促進事業など11事業の一般財源の合計額であります。

次に、2ページ及び3ページの普通会計に係る経常収支の状況について御説明申し上げます。これは、毎年度総務省において実施される地方財政状況調査、いわゆる決算統計における統計上のルールにしたがって決算額を分類したものであります。歳入歳出とも、一般会計の決算額と951万2千円余りの差がありますが、これは、地方財政状況調査の作成ルールに基づき、一般会計で支出した後期高齢者医療特別会計に係る委託料等の一般会計負担分について特別会計に振り替えたことなどによるものであります。

2ページの歳入についてであります。平成30年度における歳入合計は、130億4,542万1千円であり、うち地方税や普通交付税等の経常一般財源は、62億8,813万円であります。

次に、3ページの性質別歳出の状況についてであります。歳出合計は124億699万2千円であり、義務的経費の決算額の構成比では、人件費が前年度と比較して0.1ポイントの増、扶助費が0.2ポイントの減、公債費が0.9ポイントの増、義務的経費全体では0.8ポイントの増となっております。このうち、人件費は退職手当組合負担金の減などにより、1,398万7千円の減、扶助費は臨時福祉給付金給付事業の皆減などにより7,164万3千円の減、公債費は市債の繰上償還を行ったことなどにより8,412万5千円の増となり、義務的経費全体では150万5千円の減となりました。

また、その他の経費では、物件費はエネルギー構造高度化・転換理解促進事業の減などにより、前年度に比べ5,290万2千円減の12億9,113万円、補助費等は水産物流通対策事業の減などにより、5,604万2千円減の9億6,592万2千円、積立金は市有施設整備基金への積み立ての減などにより2億2,364万9千円減の7億6,536万7千円、投資及び出資金・貸付金は阿久根市観光連盟の株式会社化に伴う出資金の増などにより、345万円増の7,380万円、繰出金は、濱風ゆめみらい奨学金貸付基金の創設や国民健康保険特別会計への繰出しの増などにより1億2,853万1千円増の15億7,425万円となりました。投資的経費では、普通建設事業費は、前年度と

比較して6,015万3千円減の25億1,833万円であり、寺山住宅6号棟の建設事業費の皆減が主な減少要因であります。

次に、表の中ほどの列の下から3段目の経常収支比率についてであります。経常収支比率は財政構造の弾力性を判断する指標であり、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費、いわゆる経常的経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源、いわゆる経常一般財源に占める割合であり、平成30年度は92.3%となり、前年度より0.4ポイントの増となっております。これは、歳出に充当する経常一般財源が、人件費及び公債費の義務的経費において減少したものの、物件費及び維持補修費が増加したことにより、約1,500万円余り増となった一方で、歳入における経常一般財源は、市税が増加したものの普通交付税が減少し、約500万円の減となり、結果として算出される経常収支比率が増となったものであります。その他、財政力指数や実質収支比率などの財務指標については、監査委員の審査意見書の4ページから5ページに記載してあるとおりであります。

次に、決算に関する説明書の4ページ及び5ページは、一般会計における款別決算の状況であります。それぞれ所管の課等において説明がなされたところであり、総括的な説明は省略させていただきます。

次に、財政課所管分の歳入歳出決算について申し上げます。

まずはじめに、主要事業の成果説明書から御説明申し上げます。成果説明書の9ページをお開きください。

旧国民宿舎施設周辺における泉源開発調査業務委託であります。旧国民宿舎の温泉施設を今後の観光資源として活用することを想定して、その事前調査として、旧国民宿舎周辺における新たな泉源開発の可能性調査を行ったところであります。

10ページになりますが、旧阿久根高校の建物現状及び活用の可能性に関する調査業務委託では、旧阿久根高校の跡地活用に関する検討を進める前段として、建物の老朽化の程度を把握し、建物が利活用に耐え得るかの調査を行うとともに、一定の利活用を想定した改修事業費の概算を算出したところであります。また、財政課所管分の主な特徴といたしましては、歳出では、財政課所管基金への積立金が約2億7,200万円余りの減となったことなどにより、前年度比で約1億7,900万円余りの減となったところであります。

歳入では、地方交付税（訂正あり）が、約390万円余りの減、繰越金が約3,100円余りの減及び繰入金、約1億9,600万円余りの増となったことなどにより、前年度比で約1億2,400万円余りの増となったところであります。

それでは、決算に関する説明書及び事項別明細書により御説明いたしますが、金額につきましては、千円未満を切り捨てて申し上げます。

まず、歳出の主なものについて御説明申し上げます。決算に関する説明書は26ページ、事項別明細書は21ページをお開きください。

第2款総務費1項5目財政管理費は、予算現額348万1千円、支出済額343万2千円、不用額4万8千円であり、執行率は98.61%であります。このうち、13節委託料の支出済額321万8千円は、公会計制度に基づく財

務諸表連結等支援業務であります。

次に、決算に関する説明書は27ページ、事項別明細書は22ページにかけてとなりますが、7目財産管理費は、予算現額6億3,032万2千円、支出済額6億2,670万7千円、不用額361万4千円であり、執行率は、99.43%であります。

このうち、財政課所管分について、御説明いたします。13節委託料の支出済額908万1千円は、旧阿久根高校の建物現状及び活用の可能性に関する調査業務や旧国民宿舎施設周辺における泉源開発調査業務などに関する委託料であります。次に、19節負担金補助及び交付金の支出済額68万8千円のうち、財政課所管分は、電子入札システム共同利用市町村負担金63万3千円が主なものであります。次に、25節積立金の支出済額5億9,275万6千円は、財政調整基金、市有施設整備基金、減債基金及び市民交流施設整備基金に積立てを行ったものであり、内訳は、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書は67ページ、事項別明細書は68ページをお開きください。第12款公債費1項1目元金は、市債償還金の元金であり、予算現額10億4,162万1千円、支出済額10億4,156万7千円、不用額5万3千円、執行率は、99.99%であります。また、2目利子は、償還金の利子であり、予算現額6,350万円、支出済額6,279万5千円、不用額70万4千円、執行率は98.89%であります。また、会計課所管の一時借入金がなかったことから、支出済額全額が財政課所管分であります。なお、平成30年度末の市債残高は、監査委員の審査意見書の21ページに記載してあるとおり、前年度に比較して4億4,584万6千円余りの増となり、105億6,022万3千円となったところであります。次に第14款予備費については、予算計上額は1,500万円ですが、充用する案件がなかったことから、全額不用額となったところであります。

以上で歳出についての説明を終わり、次に歳入の主な内容について御説明いたします。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。第2款地方譲与税の収入済額1億1,983万6千円は、前年度比951万6千円の減であり、地方揮発油譲与税は287万9千円の減、自動車重量譲与税は663万7千円の減となったものであります。

次に、事項別明細書は2ページから3ページにかけてであります。第6款地方消費税交付金の収入済額3億9,449万4千円は、前年度比1,135万3千円の増であり、従来分及び引上げ分ともに増額であります。これは、県の地方消費税交付金見込額が増加したことによるものであります。なお、地方消費税交付金は、一般財源ではありますが、このうち、引上げ分については、民生費の社会福祉費等の社会保障施策に要する経費等に充当したものと整理しております。第7款自動車取得税交付金の収入済額2,115万9千円は、交付金の基礎となる自動車取得税の税収が伸びたことに伴い、前年度比59万8千円の増、第8款地方特例交付金の収入済額617万8千円は、前年度比155万9千円の増であります。なお、地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施などに伴う財源措置として設けられた減収補

填特例交付金でございます。

次に、第9款地方交付税の収入済額41億1,944万4千円は、前年度比392万9千円の減であり、このうち、普通交付税が1,001万5千円減の34億2,213万2千円、特別交付税が608万6千円増の6億9,731万2千円でございます。普通交付税においては、市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定に伴い、包括算定経費において単位費用の見直しが行われたことなどから、基準財政需要額が約120万円の減額となった一方、市税収入の増加等に伴い、基準財政収入額が約1,280万円の増額となったことから、それぞれの要因により、交付額の減となったものであります。

次に、決算に関する説明書は18ページから19ページにかけて、事項別明細書は13ページから15ページにかけてになりますが、第15款財産収入1項1目財産貸付収入の収入済額1,722万8千円のうち、財政課所管分は、現年度分の土地の貸付収入871万2千円のうち、870万9千円であります。このうち、現年度分の土地の貸付収入の主なものは、桑原城工業団地の貸付料566万円であります。なお、収入未済額343万6千円は7名の未納によるものであります。前年度より56万円の増となっております。次に、2目利子及び配当金の収入済額1,496万6千円のうち、財政課所管分の基金利子については、財政調整基金、減債基金、市有施設整備基金、土地基金及び市民交流施設整備基金に係る分であり、決算に関する説明書の備考欄に記載のとおりであります。また、株式配当金は、前年度比503万7千円減の25万5千円ですが、内訳としましては、株式会社南日本放送が18万円、株式会社南日本銀行が7万5千円あります。2項1目不動産売払収入の収入済額1,814万2千円のうち、財政課所管分は、現年度分の土地の売払収入1,432万5千円のうち、372万1千円、過年度分の土地の売払収入379万6千円あります。このうち、過年度分の土地の売払収入については、払下げの要望を受け、平成29年度に土地売買の契約締結を行いました。年度内に土地代金の支払いがなされず、収入未済となっていたものであります。

次に、第17款繰入金1項基金繰入金のうち、財政課所管分は、財政調整基金からの繰入金2億9,707万1千円を、財政運営等の必要から繰り入れたものであり、市有施設整備基金からの繰入金4億4,859万8千円のうち、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金、いわゆる新型交付金を財源に積み立てた分を道路整備や橋りょう整備に充てる財源として約1億900万円余りを、その他に市民交流センターなどの市有施設の整備に充てる財源として、約3億3,800万円余りを繰り入れたものであります。なお、定額運用基金を除く各種基金の現在高については、監査委員の審査意見書36ページに掲載してありますので、御参照ください。

次の、第18款繰越金については、前年度、平成29年度の決算剰余金であり、説明を省略させていただき、決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は16ページをお開きください。第19款諸収入5項雑入のうち、財政課所管分については、3目違約金及び延納利息の収入済額7万7千円であり、先ほど説明いたしました過年度分の土地売却の収入未済に係る延滞金であります。

事項別明細書は17ページになりますが、4目雑入のうち、財政課所管分については、決算に関する説明書22ページの備考欄の上から11番目の全国市

有物件災害共済会損害共済災害共済金 33万7千円であり、過年度に実施した台風災害による施設の修繕に係る共済金の交付があったものであります。そこからさらに11段下にある区市町村振興協会市町村交付金 447万5千円は、市町村振興宝くじ等の売上げ収益金の中から交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は18ページであります。第20款市債1項15目臨時財政対策債の収入済額は、前年度より947万9千円の減となる2億8,411万4千円であり、地方の財源不足額を補填するために借り入れたもので、後年度の元利償還金の全額が交付税措置されるものであります。

以上で、歳入歳出決算額についての説明を終わり、次に、財産に関する調書についてであります。監査委員の審査意見書の33ページから36ページにかけて、土地、建物、債権のほか、財産の種類ごとに平成30年度中の増減内訳などについて記載してあり、また、定額運用基金を除いた基金の推移を示してありますので御参照いただき、説明を省略いたします。さらに、基金の運用に関する調書についても、土地基金などの定額運用基金の運用状況について、審査意見書の37ページから38ページに記載してありますので、その記載内容をもって説明に代えさせていただきたいと思っております。

以上で、認定第1号に係る平成30年度一般会計決算に関する総括的な事項と財政課所管に係る主な事項についての説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

#### **仮屋園一徳委員長**

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

#### **白石純一委員**

成果説明書の9ページ、2款1項7目旧国民宿舎施設周辺における泉源開発調査業務委託ですけれども、これですね、平成30年度の予算説明書、あるいは平成30年度の予算を審議した予算委員会の議事録、この中を見ても泉源開発調査という表記は一切出てこないんですが、どのようなことでしょうか。

#### **小菌財政課長**

お答えいたします。旧国民宿舎の温泉施設については、平成27年度末に休止しているところでございます。平成29年度に旧国民宿舎施設の跡地活用事業者の公募にあたり、その募集の条件として既存の温泉施設については、市が必要な改修を行った上で市が選定した跡地活用事業者に貸し付けることを予定しておりました。このことから温泉施設の配管等についての事前調査に要する経費を平成30年度の当初予算に計上し、議決をいただいたところでございます。その後、業務発注にあたりまして、既存の温泉施設の配管が敷設してから30年以上が経過し、配管の一部の材質は鋼管であって、塩湯の影響により腐食が進んでいることが想定されたところでございます。当時の配管敷設工事にかかわった業者に聞き取りを行ったところ、古くなった配管の敷設替えには多額の費用がかかるということがあったところでございまして、その後、庁内で既存温泉を貸し付ける方法、跡地周辺に新たな泉源を開発し、配管工事とくみ上げポンプを設置して貸し付ける方法の2つの方法を長期的な視点に立って、どちらの方法がよいか比較検証したところでございます。その検討の結果です

ね、調査による成果が今後もっとも活用の見込みがあると考えたところでございまして、当初予算の段階では配管等調査としていたところでございますが、業務内容を泉源調査としての仕様に整えて、この事業を実施したところでございます。以上でございます。

#### 白石純一委員

確かに、今、おっしゃったようにですね、当初の予算では旧国民宿舎施設温泉配管等調査業務で予算が承認されているわけですが、また、その予算委員会の場ではですね、こういうふうに出発時の財政課長は述べられています。旧国民宿舎跡地への民間事業者による新たな宿泊施設整備に備えた既存の温泉配管等の調査業務、つまり公募によって民間事業者が選定された場合に、その民間事業者が新たな宿泊施設整備をする。そのために既存の温泉配管が使えるかどうか調査しますと。その温泉配管がどうしても使えないということで泉源を調べてみるということだと思っておりますが、公募は該当者なしだったわけですから、民間事業者が国民宿舎跡地で宿泊施設整備を備えるという具体的な計画は今の段階でないわけですから、その温泉配管等の調査業務を行う。つまりその費目、費用をですね、消費する必要もなかったと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

#### 小園財政課長

お答えいたします。今、国民宿舎跡地につきましては、HKRとの協定に基づきまして可能性調査を行っているところであります。この動き次第では泉源を使うということが見込まれることからこの調査を行ったところであります。以上でございます。

#### 白石純一委員

それではですね、新たにこの既存の温泉配管等の調査ではなく、新たな補正とかですね、そういうことで議会に諮ってもよかったと思っておりますが、配管施設ということで承認した費用の中で、源泉を調査したというのはちょっと我々承認した側としては首をひねらざるを得ないと言わざるを得ません。

別な質問に移ります。同じ款項目、ページなんですけれども、決算に関する説明書27ページの7目の委託料の旧阿久根高校の建物現状及び活用の可能性に関する調査業務で、入札結果を拝見すると1社による随契のような形になってますけれども、この経緯について教えてください。

#### 小園財政課長

旧阿久根高校の建物現状及び活用の可能性に関する調査業務につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札として行ったものでございます。広く公告して入札希望者を募集しており、結果として1社の入札となったものでございます。入札に参加した事業者は、入札が行われるまでは競争相手がいないことを知り得ず、他に入札者があるであろうことを予想し、競争する意思をもって入札に参加していることから、競争性は確保されているものと考えております。以上でございます。

#### 白石純一委員

もちろん、入札の決まりに沿ってやられたということはわかるんですけれども、この事業者の、行われたランドブレイン株式会社さんですが、この会社さんについては再エネビジョンを策定したときのコンサル、私が反対した議案で、

7千万円をお支払いして委託した業者さんですが、その業者さんの報告に基づいて補助金の申請を行ったところ不採択になっていたということを考えると、本当に信頼できるのかどうかというのは、私は個人的には疑問だと思います。以上です。

**仮屋園一徳委員長**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで課長から発言があります。

**小園財政課長**

先ほど説明をした中で、普通交付税が390万円余りの減ということで、歳入額の減を説明しておりましたが、正しくは、地方交付税が390万円余りの減ということで、誤っておりましたので、訂正させていただきます。

〔発言する者あり〕

(財政課退室)

(執行部入室)

**○認定第1号～認定第7号一括議題**

**仮屋園一徳委員長**

この際、認定第1号から認定第7号の7件を一括議題とし、総括した質疑についてお伺いいたします。

昨日、意見を伺いましたが、本日の所管課の審査を踏まえ、新たに質疑について御意見を伺います

**白石純一委員**

財政課所管のですね、2款1項7目泉源開発調査業務委託についてです。内容は今、所管課にうかがったことをあらためて市長の見解をお伺いしたいと思います。

もう1件ですね、きのうお願いするのを忘れておりましたが、10款5項1目の生涯学習課のあくねキッズスクールのことです。内容は昨日うかがったことを市長にも御意見を伺いたいと思います。もし、市長も教育長も可能であればおうかがいしたいと思います。

**仮屋園一徳委員長**

10款5項1目はあくねキッズスクールのことですね。

**白石純一委員**

もう一つ、10款6項4目、学校給食センターのakuneわくわくパラダイスデー事業です。

**仮屋園一徳委員長**

いいですか。

ほかに。

**山田勝委員**

簡易水道のですね、15ページ、決算に関する説明書の15ページの1款1項、特別会計ですよ。1款1項一般管理費の委託料、水源地及び配水池管理業

務について。

#### 仮屋園一徳委員長

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、昨日の通告がありました件に追加し、ただいま出された事項を追加して、総括した質疑を行います。

準備が整うまで、暫時休憩いたします。

(休憩 11:51～15:09)

#### 仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

通告のあった順に、総括した質疑を行います。

はじめに、山田委員から認定第1号中、2款1項8目企画費において、国際交流事業について、認定第3号中、1款1項1目一般管理費において、水源地及び配水池管理業務について、以上2件について、順次、質疑をお願いします。

#### 山田勝委員

それでは一般会計20ページ、主要事業の成果説明の中でですね、2款1項8目企画費9節旅費に関連してお尋ねいたしますが、台湾善化区との国際交流についての成果の中でですね、私は、ことしは先の6月議会で商工会議所の青年部の関係の方から陳情があったのを受けてですね、9月議会で予算化していただきました。しかしながら、私はこういう機運がですね、盛り上がっているときに、中国圏の、協力隊を中国語ができるような、あるいは台湾の出身の方でも協力隊にして採用できないのかという提案をしたところ、企画課長の答弁がですね、あんまり気乗りのしない答弁だったもんですからね、こういうときにこそ、やはり前向きに取り組んでいただきたいと思って市長をお願いをしているところでもあります。以上です。

#### 西平市長

山田議員にお答えいたします。この中国語を話せる人物を雇用してはどうかというようなことではないかというふうにお受けいたします。現在ですね、こういった方々を雇用するにあたっては、他自治体においては地域おこし協力隊の隊員ということで雇用されているところもございます。阿久根市においてもこれまでいろんな分野において地域おこし協力隊として雇用してきたという実績がございます。なお、現在、本市においては観光分野において地域おこし協力隊を活用をした取り組みを行っております。台湾台南市善化区、こちらとは友好交流協定に基づきまして、多様な交流を行うこととしております。交流促進には円滑なコミュニケーションを確保するための通訳の役割というのは大変大きなものがあると、私もこれは実感しております。例えばこの方々を地域おこし協力隊員として活用することは、そういった意味でもこの交流の拡充、あるいはより発展的にしていく上では大変大事であると私も考えております。ですので、このことにつきましても効果的な情報発信、こういったこととも組み合わせながら、今後の交流の展開に応じて考えていきたいと思っているところでございます。

## 山田勝委員

私、常時ですね、こういう方が常時いていただいて、そして中国語の講座でもするとか、あるいは情報を皆さんに発信することか、そういうようなことを市民の間にもすればですね、それなりに浸透していくと思うんですよ。だから、一生懸命誰かがやってくれる人がおれば、それだけで市民に浸透していくし、そして今回、今、市長がやられるですね、善化区との国際交流とか、あるいは物産館のものに対する交流とかですね、あるいは台湾に今回青年の方々が行く、それについてもですね、かなり情報を共有していくということがですね、大変大事だと思うんです。向こうに行ってもですね、ぜんぜんしゃべれないじゃなくて、ある程度の日常会話をできるような、ある程度ですよ。ある程度の日常会話はできるような形で行ってもらったほうがね、市長、より親密になるし、実りが多いと思うんですよ。したばっかい、やったばっかいじゃですね、できないと私は思います。今までずっと見てみますとね、したばっかい、やったばっかい、そいで終わり。これが阿久根市の現状ですよ。だから、そういうことをやはりやってもらうためには積極的な市長のね、取り組みが必要です。だから、そういうふうにしなないとですね、担当課長からそっけない答弁が返ってくるから、かちんとなるんです。一つの考えとして受けとめておきます。そんなのはいらない。受けとめてちゃんとしてくれんと困るじゃないですか。ということですが、再度市長の考えを聞きたいです。

## 西平市長

台湾の台南市善化区というところに私も行きましたけれども、決して中国語だけではなく、英語も通じるというところがございます。それぐらい地元の方々は言語には熱心で、かなり力を入れていらっしゃるんだなというのも私も間近に考えました。そうしたときに、地元から向こうに行くということになりますと、ある程度、やはり英語であったり、もちろん中国語であることが望ましいというふうに考えます。昨年ですね、鶴翔高校の生徒たちを派遣する際には、地元いらっしゃる台湾出身の方を講師としてお招きして、この方に短期間ではございましたけれども、ある程度の挨拶とか、そういったものができるように講師として尽力していただいたという経緯がございます。もちろん、こうった方については、今後についてもお願いしていこうと思いますけれども、よりこういった交流がもっと活発になってきて、常駐的にこういったことが必要だということに、もちろんそうなるように、私どもも見越して活動していけないといけないと思ってるんですが、その段階にきてですね、常駐する、こういった方は当然必要だというふうに思いますし、そこに至るまではある程度、今、地元いらっしゃる方を活用するというのも一つの手ではないかというふうに考えております。また、向こうに行った際にはですね、現在、台湾交流協会の方を中心にいろんな御支援していただいておりますけれども、そういったものを今の既存のもので活用しながら、今後については常駐していただけるような人材を探していくのが望ましいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

## 山田勝委員

市長のそういう前向きでね、やられるというんで、ことしは間に合わなくても来年度予算で出てくることを信じてですね。それから私もそう思うんですよ。

例えば、今回についてはですね、地元にいच्छやる方、あるいはこちらにいच्छやる方をですね、講師にお願いをして、そして講座でもするというふうに、阿久根市がですよ、中心になって講座をちゃんとした、やりますよっていうふうに思っているんですか。

#### 西平市長

この方はですね、現在も講座を確かしていただいていたという経緯もございました。ですので、市としてはですね、こういった方々が講座をされているということをもっと広く周知して、よりそういった仲が深まるように努力しなければいけないというふうに思っております。

#### 山田勝委員

ぜひね、市内の企業にいच्छやるそうですからね、だからそういうふうにお願いをして、そして役所でもどこでもですね、1週間に一遍ずつでも講座をして、そして少しでも溶け込むような、そんなですね、対策を講じていかなければ、考えておきますではだめですよ。考えておきますぐらいではせんほうがよか。ですから、そういうことでね、一つお願いします。

次に、簡易水道特別会計についてでございますが、決算に関する説明書の中でですね、1款1項1目一般管理費の中でのですね、13節委託料、水源地及び配水池管理業務について、関連してお願いをしたいんですが。実は、簡易水道の管理というのはですね、阿久根市が統合する前はそれぞれの簡易水道でですね、責任をもって管理者も決めて運営もやっていたわけですよ。阿久根市がしたことによって阿久根市が統廃合をやりましてね、そしてまあ、現在の状況になったわけですけども、私の知っているのは脇本地区に2人のですね、管理者がおりますよ、2人の管理者がおります。だから、1人はもう若いですよ。1人はまだ40代です、まだ40代。しかもお父さんがしとったのを自分で、あとは自分でやるよとわざわざ帰って来てですね、農業をしながらやってる方です。そういう方とですね、もう1人はまた一生懸命たくさんやってらっしゃる方もいच्छやるんですが、聞いてみますと、それまでは阿久根市とその管理者とね、契約をして阿久根市がちゃんと管理料を支払いをしてたのがですね、いつの間にか会社のほうに契約をして、会社からもらっていくという状況で、非常にがっかりしたという話を聞きましたからね、私たちは全然その話は聞かない、勉強しない私が悪いんですよ。悪いけど、でもね、阿久根市から委託を受けてやってるといほこりのほうがそれぞれの方々にはやりがいがあるわけで、水道課長なんて、いや、特別何もなかったですよって、納得していただいたものとみなしますという話ですけどね。世の中って不思議なんですよ。こういうふうになりましたっていえば仕方なかでやなっているのがいっぱいありますよ。こういうふうになりました、会社と契約しました。聞くところによると、前の財政課長はですね、会社と契約せないかんというように言ったという話ですけどね、どこにそんな法律があるんですか。市民を大事にしないね、事業はだめですよ。だから、納得していただいたと思ってるけど、私は納得していただかないからそういう話をしているわけで。やはり納得していただくような話をもう一遍してね、そして納得していただかないと。それかまた元に返すか。今までの分は仕方ないですもんね。だから、来年度に向けてやっぱり個人にお願いするということがないとですね、やっぱりその気になりませんよ。だから

管理することとですよ、何かトラブルが起こって業者をお願いするということは全く別の次元ですから。別ですよ、別。トラブルが起こって、業者をお願いするというのは別ですよ。管理するというのと別です。ですから、その付近はね、今まで長い間管理しとった方々が納得するような形でやらないと、こういう不満が出てくるわけですよ。いかがでしょう。

#### 西平市長

この管理業務についてのお尋ねでございます。委員会の中で申し上げたかどうか、ちょっとそこははっきりしませんが、平成16年度から11地区の簡易水道を市が管理することになったところでもあります。そしてまた、平成25年度までは議員おっしゃるように個人に管理委託をしておりました。ただ、管理人の高齢化ということがあって、平成26年度から個人と水道業者、こちらのほうに施設管理を委託してきているという現状であります。ところが、個人への委託に関しましては、緊急な事故等が発生した際に毎日の点検、あるいは水道メーターの検針、施設の維持等の業務に支障を来たすおそれがあるということから、平成30年度より水道事業者において見積入札により契約を締結し、管理をしているという状況でございます。この個人との契約についてということでございますが、議員、おっしゃるところで管理と、そしてまた災害の対応と若干違うというお話しでございましたけれども、今般、熊本地震等踏まえたときに、やはり命のインフラと言われる水道事業、このことをしっかり守るといことは大変重要な課題であると認識をしております。そういったことから、危機管理の観点、適性なインフラの維持、こういったところで災害があって対応を迫られるというときに、より法人のほう望ましいのではないかと、そういう思いで契約のことについては、現在、法人を中心に結ぶということになっているところでございます。現状、おっしゃるように個人の契約の状況等々についてもですね、状況を踏まえながら、このことについてはお互い相談し合いながら、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

#### 山田勝委員

市長ね、例えばですよ、課長が説明しましたよ。朝起きて、2キロも山ん上ずい行かないかんとこいとですね、別に行く必要もないところとね、一緒に考えんてはいかんですよ。自分たちはそのつもりで帰って来て、ちゃんと管理をせないかんとおっしゃって、毎日、一生懸命やってる方々をですね、管理する側の都合でしょう。管理する側は便利ですよ。業者にやって、あと業者がその人にせいねって言うんですよ。やっぱりそれぞれの仕事をする人には誇りがあるんですよ。その誇りを潰してね、いいということは絶対ないと思いますよ。だからこれはもう一遍ね、ことしの分はしょうない。でも、次年度からもう一遍元に戻してね、そういう方々についてはやっぱりちゃんと、そういう方々に責任をもってもらおうようにですね、やはりしないと、やる気を起こして帰ってきた人がかわいそうじゃないですか。財政課長、聞くところによりますと、私の話は財政課長から押し切られたという話ですが、以前の。どこにそげん、国民の権利よりも偉い人がいるの、国民の気持ちよりも。あまりにもね、勝手ですよ、自分たちが管理したいという立場で。やはりね、市民が、住民がやりたいと思って一生懸命やってるのをね、まったく意見もあんまり聞かないです。というのはね、いいことじゃない。ぜひ、もう一遍、そういう方々とはね、よ

く話をしてください。してくださいというだけのことで、すごんなかぎとすごんなかて言うてよかっやっど。

#### 西平市長

我々もですね、この働きたいという方の意思、あるいは誇りについて、そういったことを潰そうという気持ちはさらさらございません。ただ、昨今言われるのはやはり働き方改革というのを言われます。水道の管理事業については、月によっては、日によって非常に多い時期、あるいは閑散とする時期、そしてまた場合によっては突発的に行なわないといけない時期、こういったことがあるものと推測はされますが、その際に、やはりある一定程度の働き方改革にそぐわないような、そういうものも考えていく必要もあるものと思っております。これは、結果的にはそのことが働かれる方の環境を守るということに私はつながると思っておりますので、そこを踏まえたときにきちんとした補償の体制であったりとか、あるいはそれに付随するような働き方を守るようなことについても勘案しないといけないと思っておりますので、そこを踏まえた上でですね、今後、協議をしていくということが望ましいものと考えております。

#### 山田勝委員

市長は協議をするというから、それはそれで納得せんわけにはいかんのですけどね、やりたいという人がいるのに、やはりやりますよという人がいるのにね、自分たちの都合で勝手に、財政課長、前の財政課長は契約でなかいやいかんつってされたっじゃって言うんだから、私が問い詰めたらある人に。だから、勝手にいいって、国民が一番大事なんですよ。法律はね、法律に人間を合わせるのじゃないの、人間に法律を合わせて使わないかんのですよ。わかってるんですかそれぐらいのことを。そうしないとね、不満が残るから、不満が残ったから私に言うんですよ、それを、私に。納得もしていない。そしておそらくですね、私の感では以前の条件よりも悪い条件になったからと思いますよ。そして、阿久根市と契約してそれなりの報酬をもらってたのが、会社との契約になって、どう考えてもですね、会社の社員、会社の関係者でしかないわけです。管理がしやすいのは、私は管理がしやすいと思いますよ、業者に言えばいいわけですからね。これだけは前向きに受けとめてですね、相手が納得するような形で取り組んでください。それで、わかりましたと言っていたら終わります。

#### 西平市長

お答えいたします。この契約されている金額が、どういう体系をされてるかというのは手元に資料がないので、この場でお答えはできかねますけれども、その働いている方々の状況についてはちょっと調査、あるいは聞き取りをさせていただいた上で、今後については対応を考えていきたいと思っております。

#### 山田勝委員

納得させてくださいね。相手が納得しないとですね、やっぱり自分勝手だつうことですよ。相手に納得させないと。以上です。

#### 仮屋園一徳委員長

次に、白石委員の通告において、認定第1号中、2款1項7目財産管理費において、旧国民宿舎施設周辺における泉源開発調査業務委託について。2款1項8目企画費において、都市再生整備計画事業に係る事後評価支援業務 事後

評価業務について。8款5項3目公園費において、道の駅「サンセット牛之浜景勝地」（仮称）整備事業について。10款5項1目社会教育費において、あくねキッズスクールについて。10款6項4目学校給食センター運営費において、学校給食akuneわくわくパラダイスデー事業について。以上、5件について、順次、質疑をお願いします。

#### 白石純一委員

2款1項7目、泉源開発についてお伺いします。平成30年度の一般会計当初予算に対する説明書の中にはですね、旧国民宿舎施設温泉配管等調査業務というのはあるんですが、この泉源開発という言葉は見受けられませんでした。また、当時の一般会計の予算を審議した予算委員会の会議録を見てみましたが、泉源開発という言葉は一切出てこなかったようです。つまり、この配管の調査業務を説明いただいて、それを我々は決算を承認したんですが、泉源開発ということについては本会議でも委員会でも私の記憶では聞いたことがなかったんですが、今回出てきてですね、ちょっと唐突な感じを受けたんですが、その点については、こういう予算措置というのは全く問題ないのでしょうか。

#### 西平市長

こちらのほうの予算の取り扱いについての御質疑ですけれども、平成30年度当初予算におきましては、配管等調査としまして議決をいただいたところがございます。業務発注にあたりまして、既存の温泉施設の配管の腐食が進んでいるということが想定されたため、当時の配管施設工事にかかわった業者に話しをお聞きしました。そうするところ多額の費用がかかるの話があったところがございます。それを受けまして、既存の温泉を改修して貸し付ける方法、それと跡地周辺に新たな泉源を開発して、配管工事と汲み上げポンプを設置して貸し付ける方法、この2つの方法を長期的な視点に立って検討した結果、調査による成果が今後も十分活用見込みがあるというふうに考えたところがございます。以上のようなことから予算編成後の状況の変化に応じまして、予算の執行状況を弾力的に対応させたというものであり、議決を受けた予算の範囲内であったことから、補正予算等の計上は行わずに、このまま執行したというところがございます。

#### 白石純一委員

弾力的にということは非常に便利な言葉でですね、一切議会でも、本会議でも委員会でも触れられなかったことを弾力的にやられたら、こちらとしてはちょっとそれは乱暴じゃないかという気がするわけですよ。本会議で承認した前の予算委員会ですね、当時の財政課長がこの費目については、旧国民宿舎跡地への民間事業者による新たな宿泊施設整備に備えた既存の温泉配管等の調査業務に使うものだという説明をされました。公募で民間事業者は選定されなかった宿泊施設の整備という、具体的に整備をする民間事業者は選定されなかったということでしたので、その事業のために既存の温泉配管等の調査業務をする予定だった予算を、全く新たに泉源を見つけるという調査業務に流用するというのは、ちょっとその説明もなく行われたということに対してですね、丁寧さを欠く、我々議員にとってはちょっと首をかしげざるを得ないんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

#### 西平市長

この泉源調査を行ったということでございますけれども、跡地活用事業者については、事業者を選定できないとの結論に至ったのは、皆さんも十分、御承知おきのことと存じます。市としましては引き続きこの跡地活用について検討を進めていくために、昨年11月にHKRと協定を締結しまして、跡地及び周辺一帯においての将来にわたる観光開発の可能性について検討調査をしているところでございます。今回、新たな泉源開発の可能性を調査して得られる成果については、跡地及び周辺一体において今後十分に活用見込みがあるというふうに考えまして、調査を実施させていただいたところでございます。ですので、当初の目的と大きく逸脱したものではないという判断のもと、こういう事業のほうを行わせていただいたというところでございます。

#### 白石純一委員

HKR社との連携協定書によりますとですね、こういう検討調査等を阿久根市とHKRは協議の上行くと。その具体の成果物を乙に示す。乙というのは阿久根市に対してですね、HKRが示すことすると。その1、旧国民宿舎跡地を含む土地を中心とした宿泊施設を含めた観光振興に資する開発（施設整備を含む）の可能性に関する事をHKR社が阿久根市と協議の上検討調査を行うと。そのお金は阿久根市が出したということではないんですか。

#### 小菌財政課長

お答えいたします。泉源開発調査とHKR協定に係る調査というのは別物という認識でございます。以上でございます。

#### 白石純一委員

今、市長が言われたこととちょっと矛盾するんじゃないかと思うんですよね。公募は成立しなかったけれどもその後の経緯で必要という判断で泉源開発に流用したということですが、この連携協定とは、今、財政課長は異なるものということなんですか、その辺りはどうなんでしょうか。

#### 小菌財政課長

お答えいたします。先ほどお答えした内容と同じになりますが、HKRとの協定の内容と今回調査を行いました泉源開発調査とは別物というものでございます。

#### 白石純一委員

HKRの協定とは別物と、じゃあ市が独自にやったということですよ。さっきの市長の答弁とちょっと異なるような気がするんですが。市が独自にやったというのは、予算委員会でも前財政課長が言われたようにですね、民間事業者による新たな宿泊施設整備に備えた既存の温泉配管等の調査業務のためにということで設けられた予算をどこの民間事業者とも限らず、ただ市が独自に温泉開発、泉源開発を独自に行ったというような説明はこれまで、行くと、泉源開発を行うということは本会議でも予算委員会でも私は1度も聞いた記憶がないんですけれども。そういう一切議会に説明もなく予算を消費していいんでしょうか。

#### 西平市長

最初の答弁でも申し上げましたけれども、当時、この配管調査をするにあたっては、どういう状況かということをやはり把握する必要があるということから、阿久根市内であります業者のほうにその状況を確認したところでございます。

そうするとやはり、ある程度老朽化も進んでいると。そしてまた、当然ながら塩湯を汲み上げている管でございますので、ある程度のやはり多額の費用がかかるということがございました。目的としましては、この泉源の必要性、新たな方々に対しましても泉源を必要とする場合が多いということを考えてときに、既存のある泉源を活用するのは当然考えることでございますけれども、そこに多額の費用がかかるということであれば、実際にこの部分で新たな泉源を開発して配管工事等、汲み上げポンプを設置して貸し付ける方法、このほうがより効率的ではないかということ踏まえて庁内で協議した結果、こちらの調査を行ったというところでございます。

#### 白石純一委員

温泉配管の調査をするにあたって、老朽化が予見できたのでということですが、それは公募によって民間事業者が決まった場合、その民間事業者が新たな宿泊設備を備えたいという具体的な計画があったときに、そのときに温泉配管を調査しますというのが予算の趣旨だったはずですが、ですから、具体的な民間事業者による新たな宿泊施設整備もない中で市が勝手に、じゃあ泉源を調べますよと。また、温泉配管が古いというのはもともとわかってた、予見できるものですから、本来であれば、調査をするのであれば公募の前にして、こういう状況ですよということをお公募者に示すことがより可能性が、開発の可能性につながったものではないかと思うんですけども、その点、市の回答には矛盾はないですか。

#### 西平市長

以前の選定の際にはですね、まだそれまで使った泉源が使われなくなって時期も間もないということから、そこは使われるんじゃないかという感覚をもったところでございます。使われなくなって久しく時間が経ったあとに、この状況を考えるとやはりある程度泉源の確保というものは、これは必須の状況になるだろうというふうに判断をしたところでございます。そうした際に、この老朽化した配管をあえて再度調べる必要があるのかどうか。もちろん予算計上しようとした際には、老朽化した配管の調査というものが必要という認識でその状況を調べるということによって上げたところでありまして、今後においてこの活用がなされるということを見極めたときに、やはり新たなより具体的な泉源の確保ということに限られた予算を使うほうが望ましいのではないかと、そういうふうに考えたところでございます。

#### 白石純一委員

確実に使われると今、ことを考えたときにと市長はおっしゃいましたけれども、そのめどはあるんですか。

#### 仮屋園一徳委員長

白石委員、ちょっとお願いをしますが、決算ですので、そういうことで大方違いはないというふうに執行部としては考えてるということですので、今後においてはそういったことがないようにとか、そういうことで議事を進めていただきたいと思います。

#### 白石純一委員

その趣旨で私は問うてるつもりなんですけど、ですから、私の言いたいことはですね、本会議や委員会でも説明のなかったことに弾力的に勝手に流用するの

ではなくてですね、もしこういう当初の予算目的と違うことであれば、補正予算等立てる等してですね、改めて議会に諮るということが必要だったんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### 西平市長

議員の御指摘のとおりですね、そのように思われても仕方ないところがございます。ですので、今後においてはより丁寧な説明、そして予算の執行に心掛けるよう指導していきたいと考えております。

#### 白石純一委員

はい、了解です。

次の点ですけれども、2款1項8目都市再生整備計画事業の事後評価支援業務ですね。これが入札結果によりますと、国際航業株式会社が入札価格が196万、契約額だと211万6800円で契約されたということになっているんですが、市のホームページでこの事後評価に関する発表されている部分を見るとですね、事後評価シートというタイトルで2ページのものが見られたんですが、特にこれは概要とかいうことは書いてありません。この成果物としてはこの2ページだけなんですか。

#### 山下企画調整課長

白石委員にお答えいたします。都市再生整備計画に関する事後評価につきましては、インターネットの利用により公表することとされており、国が示す所定の様式によりホームページで公表したものでございます。この事後評価につきましては、成果の評価、実施過程の評価、効果発現要因の整理等を行うものでございまして、その実施にあたっては事後評価方法書の作成、事後評価原案の作成、事後評価原案の公表、評価結果のまとめなど多くの業務がございまして、これらを基にして評価シートが作成されるものでございます。成果物はもっとたくさんございまして、その一部を事後評価のシートとして公表したものでございます。

#### 白石純一委員

委託契約において提出物を課している成果物はこれ以外にもあったということではないんですね。

#### 山下企画調整課長

御指摘のとおりでございます。

#### 白石純一委員

この国際航業株式会社ですけれども、ネットで、大変有名な会社ではありません。私もかなり前から知っていた会社ではあります。歴史のある会社でもありますが、4年ほど前にですね、東日本大震災後の復興予算からでる補助金事業で、架空ですか、過大の請求を国にしており、返納したというような事件があったんですが、その点については御存じでしたでしょうか。

#### 山下企画調整課長

事案の詳細につきましては承知をしておりますが、そのような問題があったということは仄聞をいたしたことがございます。

#### 白石純一委員

ごめんさない。最後の部分がちょっと聞き取れなかった。そのようなことがあった、あと聞き取れなかったんですが。

## 山下企画調整課長

事案の詳細については承知をしておりますが、事業者として何らかの問題があったことについては、報道等で仄聞したことがございます。

## 白石純一委員

刑事罰に問われたわけではないようなんですけれども、4,300万円を過大に国に請求したということでした。刑事罰等を受けていない、受けた場合はおそらく指名停止という措置をあったんでしょうけれども。こういう場合ですね、市の裁量、首長等の裁量によって発注を控えるということはあるんでしょうか。

## 小園財政課長

白石議員にお答えいたします。阿久根市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づいて指名停止をする場合には、指名停止の措置をしているところでございますけれども、一般的には例えば刑事罰を受けておったり、あとは入札で落札したにもかかわらず執行しないといった場合に停止をしているところでございます。今回、御指摘の事案については詳細を承知していないところでございますが、指名停止の形にはならないものと認識しているところでございます。

## 白石純一委員

即ですね、指名停止をするというのは難しいのかもしれませんが、市民感情からすると、そうした会社を阿久根市の大変大事な事業の事業評価をお願いするということは果たしてどうなのかなということもあります。その辺も詳細を承知されていなかったようですので、発注する相手先についてもですね、そういったことをよく調査して、今後発注をしていただけないようお願いしたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

## 西平市長

指名業者についてはですね、その動向等についてはより詳細にですね、情報を得ながらルールにのっとって対応していきたいと考えております。以上です。

## 白石純一委員

はい、了解です。次に移ります。

サンセット牛之浜景勝地ですかね。30年度の予算に組みまれておりましたが、完了をしなかったということで31年度に繰り越されて調査が終了したと、業務委託が終了したというふうに理解します。まずうかがいたいのはですね、この成果説明書ですか。

[発言する者あり]

事業評価説明書もですね、決算に関する説明書等も市の文書で仮称というのが抜けていることが多いんですが、これ正式な名称ではないんですか。

## 石澤都市建設課長

正式な名称ではございません。

## 白石純一委員

市長の活動報告というホームページの中で、協議会に何回か出られたということで出てたんですが、そのタイトル、会場のタイトルですね、正面に掛けている横断幕、ここにも仮称という言葉がなくサンセット牛之浜景勝地云々とありますけれども、市の事業として正式には仮称と付けるべきではないかと思

うんですが、ほとんどの文章から抜けていると私は見ていたんですが、それは単なるミスなんですか。

**仮屋園一徳委員長**

白石委員、最後のほうは抜けてたのが、何ですか。

**白石純一委員**

単なる事務的なミスなんですかと。

**石澤都市建設課長**

施設の名称としては、現時点で国土交通省には道の駅としての登録を受けておりませんので、仮称で間違いはないと思いますけれども、ただし、

[白石委員「思いますなの」と呼ぶ]

[発言する者あり]

仮称で間違いはないです。ただし、協議会等については、その名称での登録を目指しているの、仮称という名称は使用しておりません。それにより、仮称となっている箇所とそうでない箇所が混在している状況でございます

**白石純一委員**

その名称での登録を目指しているんですか。それは市民も承知をしたことなんですか。というのがですね、（仮称）大川インターと隣接しているところにあるものですよね。市民から牛之浜のどこにでくつとよと言われるのですが、一方は大川インター、その隣にあるのが牛之浜景勝地云々ということを知っていて、ちょっとまぎらわしかないと市民の方も多いんですよ。しかもあの場所は牛之浜というよりは、どちらかという大川というイメージだと思うんですが、この名称はそんなに登録するほど市民にコンセンサス、議員あるいは市民のコンセンサスを得てるんですか。

**西平市長**

インターあるいはこの施設の名称等についてはですね、今後まだ議論になってくるものと思っております。例で申し上げますと、現在、南九州西回り自動車道阿久根インターとして共用されているこのインターについては、当時、（仮称）鶴川内インターという名称でございました。そこがただ、阿久根という場所をやはり表に出すべきだろうと、より阿久根市街地に近いところはそこじゃないかということから、さまざまな協議を経まして阿久根インターとなった経緯がございます。議員お尋ねの、（仮称）大川インターあるいは西目インター、こういったところも今後においてはいろんな協議を踏まえて名称が決まっていくと思っておりますが、この道の駅サンセット牛之浜景勝地につきましても、現在は道の駅の設置ということでこのような名称で協議をしてきておりますけれども、いざ本事業化するという際にはいろんな方の御意見をうかがいながら、この名称については決定していくものと考えているところでございます。

**白石純一委員**

課長がおっしゃられたこの名前での道の駅登録を目指しているということは事実ではないということですね。

**西平市長**

先ほど、課長答弁でも申し上げましたけれども、現時点で国土交通省には道の駅としての登録を受けていないので、仮称で間違いはないということではございますけれども、現在、国のほうにお願いしているのはこの名称での登録をお

願いしようとしているところでございます。ですので、けしてこのことが間違いとかそういうことではなく、現在としては商工会議所、そして議会、そして執行部ともどもこの名称でいきたいということで陳情等を行っているところでございます。そこにしか（聴取不能）

**白石純一委員**

議会では話し合ったことないんですけどね。

**西平市長**

議会で話し合ったことはないというのは、当方では承知をしてないところでございます。

**白石純一委員**

今回、その調査業務をこの数日前にホームページにアップされましたけれども、それよりもいち早く、9月21日付けの鹿児島建設新聞では既に概算事業費等が公表されております。これは市民よりも早く、市のホームページよりも早く、2週間ほどですか、早く外部には、以上前には発表していたということですが、そのような市民に対する態度でよろしいのでしょうか。

**西平市長**

この間の経緯についても若干説明したいと思います。令和元年7月25日にサンセット牛之浜景勝地の道の駅整備促進協議会第2回協議会、同日、その直後に総会のほうを開催させていただいております。この内容につきましては、全体構想案について最終的な協議・検討が行われまして、原案のとおり承認をされたところでございます。また、その直後に開催されました総会におきましては、承認されました全体構想などを基に、8月以降の国交省への要望活動など、今後のスケジュール等についてを議題とさせていただきました。この総会の開催にあたりましては、事前に開催日時や場所等について各報道機関等に御案内をしまして、当日、取材活動を行うということをお認めいただいていたところでもあります。これは、サンセット牛之浜景勝地道の駅の実現に向けた取組について、各報道機関が新聞等に取り上げていただくことで広く市民にその活動内容や全体構想の概要を知っていただくとともに、実現に向けて一緒になって取り組んでいただいております薩摩川内市、長島町を含めた地域全体の機運の醸成を図ろうとするためでございます。実際、総会当日には業界紙1社のみが取材にいらっしやいまして、7月26日付け及び9月21日付けの当該業界紙において全体面積、概算事業費についての記事の記載がなされたところでございます。議員がお尋ねの市民への周知という点では7月25日に協議会の承諾が得られた直後に、この全体構想についてホームページでも周知すべきではなかったかと思いますが、御指摘のとおりかと存じます。今後、こういったことがないようにホームページなど、各種媒体を適宜、適切に用いて市民への周知、サンセット牛之浜景勝地の新しい道の駅の実現に向けた機運の醸成、この両方を図っていきたいと考えているところでございます。

**白石純一委員**

それをですね、課長におうかがいしたところ、出せない数字があるかもしれないのでホームページの掲載にはちょっと時間がかかっているということでしたけど、そういう出せない数字があったんですか。

**石澤都市建設課長**

お答えいたします。手続等の事務手続と調整事項があり、公表が遅れたこと  
でございます。その中の一つが概算工事費の確認事項であったと考えておりま  
す。それだけを特化して答弁を行ったことは大変誤解を生むものであったこと  
を反省しております。今後は気を付けたいと思います。以上でございます。

**白石純一委員**

概算工事費、事業費はもう建設委新聞に公表されてるんですよ。その確認が  
必要だったんですか。

**石澤都市建設課長**

概算事業費につきまして、それをホームページに記載することの影響という  
ものを考慮したものでございます。

**白石純一委員**

建設新聞には出してよくて、ホームページには出していけないものがあるん  
ですか。

**石澤都市建設課長**

やはりホームページと業界紙とのその評価の違いというものはあるかと思っ  
ております。以上でございます。

**白石純一委員**

市長は今の答弁、どう思われますか。

**西平市長**

いろんな数字の一人歩きということも、当然、これまでの状況を鑑みると出  
てくるということから、ホームページというより大きな効果を考えられる媒体  
について慎重に取り扱ったものと考えております。が、やはりもっと早くこの  
ことについては対応すべきだったと考えるところでございます。

**白石純一委員**

9月議会の補正予算でアクセス道路の設計業務が承認されました。そのとき  
にアクセス道路がよくわからないと。どういうふうに見えるのかよくわからな  
いというほかの議員からの質問もありましたので、私のほうで見取り図なり、  
パースのような概要のわかるものはないんですかとおうかがいしたところ、一  
切ありませんということでした。今回、配布されました概要版、見取り図とい  
うか、配置計画図があるのでアクセス道路を説明するにはこれでも可能な部分  
があるかと思いますが、一切、見取り図のようなもの、パースのようなものが  
ないと断言するのはあまりにもちょっと丁寧さに欠けたんじゃないかと思いま  
すが、市長、いかがですか。

**西平市長**

確かに全体構想計画図にはパース図ともとれる図というのは、確かにござい  
ます。しかし、これはもう課長の理解の仕方ということだったと思うんですけ  
れども、我々がパース図というふうに考えますと、いわゆる鳥瞰図というかな  
り具体的に標記されたものというふうに受けとっておりますので、そのこと  
については議員との間での考え方のそごがあったものと考えております。

**白石純一委員**

見取り図のようなものも含めてと私は言ったんですけれども。そのアクセス  
道路の審議の中でこの全体構想ができていくということの説明はありましたで  
すか。

**仮屋園一徳委員長**

白石委員、決算ですので、30年度中はほとんどが繰り越しをして行われている事業です。ある程度の質疑は許しますが、その辺を考慮した上で質疑をお願いいたします。

**白石純一委員**

考慮して大事なことだと思って聞いてます。

[発言する者あり]

[白石純一委員「大事な問題ですよ」と呼ぶ]

**仮屋園一徳委員長**

今、ちょっと私が間に入れましたので質疑がわかりづらかったかも知れませんが、もう1度質疑を。

**白石純一委員**

補正予算のアクセス道路の発注の審議があったわけですが、それは30年度から平成31年度、令和元年にかけての全体構想の調査を行って、それに基づいてという説明はあったのでしょうか。

**石澤都市建設課長**

補正予算のときにはアクセス道路の説明をいたしまして、全体構想についてはいたしておりません。

**白石純一委員**

ですから、30年度予算にあった調査があって、全体調査をして、全体構想の調査をして、それに基づいてアクセス道路の発注を、設計を発注するわけですから、当然、そのような説明があってもしかるべきだと思いますが、その辺が説明の丁寧さを欠けてたんじゃないですかという指摘です。

**石澤都市建設課長**

全体構想についての説明ということになってしまいますけれども、この全体構想につきましても、アクセス道路の場所については、どこにするかということは決定いたしておりません。このアクセス道路の取り付けによって全体構想から基本計画へのいくところに、このアクセス道路が重要であるということからアクセス道路の設計委託をこの前の議会のときをお願いしたところでございます。

**白石純一委員**

全体構想の概要版、皆さんにも配られている中でですね、一番最後、事業費のところアクセス道路整備工事費があります。2億1千万ですかね。これの設計だということになると思いますので、全体構想の調査に基づいてという説明があったほうがよりわかりやすかった。ただ、それを発表してホームページ等で開示していなかったから、それを言うとまたこんがらがるといったものもあつたとは思いませんけれども、その辺、丁寧さに欠けたんじゃないでしょうかという指摘です。

**仮屋園一徳委員長**

今の部分については次年度事業ですので、今後の機会を見つけて質疑をされたらどうでしょうか。

**白石純一委員**

はい、わかりました。

次の質問です。10款5項1目、あくねキッズスクール。所管課の中でも申しましたけれども、私も実際に見学、参加させていただいて非常に素晴らしい事業だと思っております。ただ、英語も勉強する子供たちにとって、キッズスクールというのはその中身と、あるいはイメージとのギャップがあるんじゃないかと。やはりキッズスクール、子供の学校というには、それよりも海外でも一般的に言われているサマーキャンプと言うほうが、よりその内容、イメージを正確に外部に伝えやすいのではないかと思います。これは実際に参加した人が満足している、していない、満足している、名前を変える必要があるとのアンケート結果にならなかったから変えなくていいんだというのではないで、すね、子供たち、例えば周りの人に説明するとき、あるいはこれから外国人とも話す機会もあるでしょう。夏休みにキッズスクールに参加したんだよと英語で説明してもこれは通じませんよ。サマーキャンプに参加したんだよと言えば内容まで通じます。何ですか。

そういうこれからの英語の教育のためにも、また、初めてこのサービスを目にする方にとってもです、民間の場合はその商品、サービスの内容が一目瞭然、わかりやすい商品、サービスのネーミング、タイトルの付け方というふうに普請します。果たしてキッズスクールと見ただけでどういうことをするのが伝わってこないと思いたしますが、市長は検討する余地も全くないとお考えですか。

#### 西平市長

所管が教育委員会でありますので、教育長から答弁させます。

#### 中野教育長

白石議員にお答えいたします。生涯学習課実施のあくねキッズスクールのネーミングの再検討についてであります。このネーミングは、現在、児童・生徒、学校、保護者、関係者の方々に浸透しており、内容等についても好評をいただいているところです。ネーミングは各事業を実施する上で重要な役割を果たすことから、あくねキッズスクールについても担当課で十分に検討されたものでありますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

#### 白石純一委員

教育長も全く検討する必要はないというお考えですか。

#### 中野教育長

現時点でこの名前ですと私も考えております。

#### 白石純一委員

社会の考えとのギャップがあるんですよね。民間だったらこんな付け方は私にはしないと思います。より広範囲に、例えば海外から帰ってくる、国際結婚して帰ってこられる、親御さんに連れられて返ってくる子たちもいます。帰省中の子供たちもこの前、私が参加したときはおられました。そういう子たちにもより魅力ある実態、イメージが伝わるようにです、すべきことがこれからの少子高齢化の中でいかに子育て世代に注目される、愛されるまちづくりをするかという意味ではどんどん新しいことにも、ネーミングについてもです、変化、変えていくということも勇気をもつていただきたいと思います。変えない、変えることが面倒だからということではなくて、十分その内容に自信があるのであれば変更することも可能だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思いたしますが、

市長、副市長、先ほど何かにやにや2人でされてましたが何ですか。

#### 西平市長

お答えいたします。キッズスクールというネーミングについてのお話でございます。議員のほうはなかなかこのイメージがとりづらいという話をされましたけれども、私の中ではなかなかそういう考えに至らないものですから、それは今後、私もそういう意味では今のままでいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

#### 白石純一委員

仲間うち、議員ではですね、サマーキャンプのほうが実情にあってるんじゃないかという声もよく聞きます。我々、市民の代表である議員と皆さんとの考え方が違うのか、非常に残念でなりません。むしろ市民にアンケートをとって聞くぐらいのほうがいいと思いますね。そういうこともされずに、これは変えなくていいかというアンケートをとったら帰る必要がないということだったので変えなかった。じゃあ2つ並べてどっちがいいですかということ聞かれて、キッズスクールがいいですよということであれば私も納得します。ただ、それは子供たちの、参加している子供たちが満足してアンケートに答えてるわけですから、その辺は割り引いても考えないといけないかもしれません。

#### 中野教育長

補足して説明しますが、イメージということをおっしゃいましたので、参考までにお話しをさせていただきますけど、私はきのうですね、教育長室に来られてその話をされましたので、ずっと帰ってからイメージという部分で少し自分でも考えてみました。阿久根市以外の子供たち、小学校4年生以上ですが、高校生までの知っている子供たちに、何も条件をつけないでキッズスクールとサマーキャンプという部分で、どちらが親しみやすいとか、こういったものがあれば参加しやすいという質問をしたらですね、小学生、中学生は圧倒的にキッズスクールなんです。その理由を聞いたらですね、サマーキャンプというのはやっぱり少し負担というか、そういう肉体的な部分を含めてなんですけど、少しそういう負担感がある。特に女子生徒はキッズスクールだったら子供たちに身近なものを何かできるのでということをお願いしたんですね。ですから、私がこの名前がいいと申し上げたのは、阿久根の子供たちは、参加する生徒はこの中身の内容をしっかりと理解していて、この名前が浸透してて、28年度からだんだん人数がふえてきて、ことしは48名になってるんです。ですから、このやっぱり内容があって、この名前があってというところは大事にしたいということでこの名前がいいのではないかと考えたところです。

#### 白石純一委員

そういう調査をですね、教育長が数名の方に聞かれたんだと思います。それを広く、例えば子供たち、あるいは大人もですね、決定権者は大人ですから、大人にも聞いて、しっかりとしたアンケートの上で判断をされたということであれば私はそれを尊重しますけれども、所管課のようなやり方で全く検討しないということであれば納得しなかったもので、今回、おうかがいした次第であります。

次に移ります。わくわくパラダイスデーも同じようなことですね、パラダイスデー、英語を勉強している子たちに天国の日、じゃあそれ以外は地獄の日

なのと思ってもらっちゃ困るんですけども、その辺は教育長、どうでしょうか。

#### 中野教育長

白石議員にお答えいたします。学校給食センター実施（訂正あり）のわくわくパラダイスデーのネーミングの再検討についてであります。このネーミングは、現在、児童生徒、学校、保護者、関係者の方々に浸透しており、内容等についても好評をいただいているところです。ネーミングは、各事業を実施する上で重要な役割を果たすことから、わくわくパラダイスデーについても、担当課で十分に検討の上決定されたところですが、これまでの経緯や諸意見等を踏まえ、再度検討してまいりたいと考えております。

#### 白石純一委員

よろしく申し上げます。先ほども言いましたように、これをそのままパラダイスデーというのは英語ですから、それをそのまま子供たちが、キッズスクールもそうですけど、そのまま外国の方に説明したときに内容が通じるかということも英語教育の観点からも考えていただきたいと思います。以上です。

#### 仮屋園一徳委員長

以上で、認定第1号から認定第7号までの質疑をすべて終結いたします。

〔発言する者あり〕

教育長から訂正の発言がありますので、お聞きください。

#### 中野教育長

今、わくわくパラダイスデーのところを教育総務課実施と申し上げましたが、学校給食センター実施ですので、そこを訂正させていただきます。

（執行部退室）

#### 仮屋園一徳委員長

それでは、これより採決に入りますが、議案に関する賛成・反対の表明については討論の中で行うようにお願いします。

### ○認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

#### 仮屋園一徳委員長

これより、認定第1号を議題とし、討論に入ります。

#### 竹原信一委員

認定第1号について、反対の討論をさせていただきたいと思っております。決算審査の目的は、行政効果の客観的判断と今後の改善や反省事項の把握と活用ということにあります。今回の決算について、監査委員の意見、結びのところに書いてあります。平成29年度及び30年度の市債発行額は14億9,200万円、14億8,700万円とそれまでの約1.6倍となった。今後はより厳しい財政運営を強いられることが見込まれる。市税をはじめとする財源確保に積極的に取り組み、最小の経費で最大の効果を上げられるよう事業実施の効率化と、一層の経費節減に努めていただきたいと思います。そしてまた、平成30年度経常収支比率は92.3%で、前年度に比べると0.4ポイント増加し、財政硬直状態がより進んだ状況であるとされております。そこで、この内容について今回は一つ

だけ具体例を申し上げ、そして提案もさせていただきたいと思います。それはごみ袋の件です。ごみ袋は65万2,300枚、10枚、燃えるごみ10枚ワンセットのが162円、8%の税込みで仕入れております。そして同じ金額で店先で販売されている。その間に手数料30円を阿久根市は支払っておるわけです。結局、1年間におよそ200万円ほどの手出しになっております。で、この阿久根市は200万円ほどの赤字、そして市民は1千万円プラス消費税80万円を出して買って燃やしているという状況です。鹿児島市や水俣市やこういう指定ごみ袋のことをやっておりません。やらなくてもできるわけです。これは廃止すべきです。以上です。

#### 仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結します。

これより、認定第1号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成多数と認めます。

よって、認定第1号は認定すべきものと決しました。

#### ○認定第2号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

#### 仮屋園一徳委員長

次に、認定第2号を議題とし、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、認定第2号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきものと決しました。

#### ○認定第3号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）

#### 仮屋園一徳委員長

次に、認定第3号を議題とし、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、認定第3号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

○認定第4号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第4号を議題とし、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第4号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきものと決しました。

○認定第5号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第5号を議題とし、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第5号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきものと決しました。

○認定第6号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第6号を議題とし、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、認定第6号 平成30年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）を採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきものと決しました。

○認定第7号 平成30年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について  
仮屋園一徳委員長

次に、認定第7号を議題とし、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、認定第7号 平成30年度阿久根市水道事業会計の決算の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきものと決しました。

仮屋園一徳委員長

以上で当委員会に付託された案件はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

付託されました案件に対する委員会報告書の作成、委員長報告及び議会だより原稿の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。

(散 会 16時28分)

決算特別委員会委員長

仮屋園 一 徳